

稲城市告示第 51 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納事務を委託したので、同条第2項及び稲城市会計事務規則（昭和39年稲城市規則第57号）第36条第1項の規定により、その旨を告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

稲城市長 高 橋 勝 浩

- 1 委託した公金事務に係る歳入の内容
し尿処理手数料及び浄化槽残渣物処分手数料

- 2 指定公金事務取扱者として指定した者
 - (1) 東京都稲城市大丸1481番地の3
株式会社ペエックス
 - (2) 東京都稲城市大丸1481番地の3
株式会社加藤商事 南多摩支店
 - (3) 東京都稲城市大丸1481番地の3
株式会社調布清掃 稲城支店

- 3 指定した日
令和 8 年 4 月 1 日

- 4 委託期間
令和 8 年 4 年 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで